



東広島市産前・産後ママヘルパー派遣事業

妊娠・出産・子育てに関する悩みや困りごとを抱える妊産婦の方を対象に、市が委託した事業所から自宅へヘルパーや子育て経験者を派遣し、妊娠中や出産後の家事・育児のサポートを行います。

● 利用できる方 ～次のすべてに当てはまる方～

- ① 東広島市に住所がある
- ② ご家族等から、十分な家事・育児等の援助が受けられない
- ③ 産前・産後の心身の不調や育児不安がある
(多胎児を出産された方も含まれます。)



● 支援内容

- ① 出産準備に関すること
- ② 家事に関すること(食事の準備や後片付け、衣類の洗濯、居室の掃除、整理整頓等)
- ③ 育児に関すること(授乳介助、おむつ・衣類交換、沐浴介助、兄弟児の世話等)

● 委託事業所(お住まいの地域やご希望の支援内容により市が決定します。)

- ・東広島市社会福祉協議会(西条土与丸)
- ・東広島市シルバー人材センター(西条栄町)
- ・訪問介護事業所 つむぎ(八本松町飯田)
- ・エンジェルアイ有限会社(八本松町原)
- ・訪問介護事業所 い・ろ・は(八本松南)
- ・訪問介護事業所 はびねす(西条上市町)

● 利用までの流れ

- ① 家庭訪問や窓口で保健師や助産師が面談を行い、お母さんの体調や支援状況を伺います。
- ② この事業による支援が必要であると認めた場合、委託事業所等を調整し、認定通知書と利用券を郵送します。
- ③ 認定通知書と利用券が届いたら、事業所に電話し、名前・住所・希望援助内容等を伝えてください。
- ④ 初回利用前にマッチングを行います。事業所が電話または訪問により援助内容を確認します(利用券は使いません)。

● 利用について

① 利用期間・利用回数

産前 母子健康手帳の交付を受けてから出産日までの間で15回

産後 出産日の翌日から6か月までの間で15回

※予定日より早く出生した場合(おむね37週未満)は、予定日から6か月以内

※多胎の場合は、出産日の翌日から1年以内の間で30回

② 利用時間

午前8時30分から午後6時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)の間で、1回あたり1時間30分。事業所が受け入れ可能であれば、1日2回まで利用できます。



③ 利用料金

1回500円とする。(生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とする。)

初回(産前または産後のいずれか)の利用料は無料となります。

産前・産後で申請したけれど、事情により産後のみ利用する場合には、利用券を交換します。事前に担当者まで連絡ください。

事前連絡がなく利用を中止した場合、キャンセル料として250円をご負担いただきます。

(生活保護世帯、市民税非課税世帯は除く)ただし、サポーターが派遣される前に利用の中止を申し出た場合は、キャンセル料は不要です。料金は、直接事業所にお支払ください。

※新型コロナウイルス対策支援制度として、令和6年3月31日までの期間は利用料金の半額を助成しています。

④ 利用券及び利用料について

- ・利用券をサービス利用時1回につき1枚、事業所にお渡しください。
- ・利用料は各事業所へお支払いください。(支払い方法は事業所により異なります。ご確認ください。)
- ・利用券の再発行はできませんので、大切に保管してください。(棄損等の場合は、ご連絡ください。)

⑤ 支援できないこと

- ・電化製品の掃除・窓ふき・庭の掃除はできません。
- ・食材・日用品以外の買物はできません。買い物にかかる時間は利用時間に含まれます。
- ・カーテン、布団などの洗濯はできません。
- ・金融機関における現金の預け入れ、引き出しなどは行えません。
- ・車での送迎はできません。
- ・原則、自宅内での利用に限ります。

● 利用にあたってのお願い

- ① 急な依頼によっては、対応できない場合がありますので、なるべく早め(数日前)に依頼してください。
- ② 入院等により、妊産婦の方が不在の場合は、ご利用いただけません。
- ③ 世帯に感染症患者がいる等の場合は、サポートをお断りします。
- ④ ヘルパー等が利用する駐車場をご用意いただく場合があります。

● その他～こんなときはお申し出ください～

- ① 転出される時
- ② 生活保護世帯となったとき、なくなったとき
- ③ 市民税課税世帯となったとき、なくなったとき

2023年4月作成

<お問い合わせ・お申込み>

東広島市出産・育児サポートセンター すくすくサポート

東広島市こども家庭課内

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 電話：082-420-0407 FAX：082-424-1678

